

## 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」 (障害者優先調達推進法) の調達方針について

2013.4.15

障がい福祉課

### 1 法の概要

障害者優先調達推進法（平成 25 年 4 月 1 日施行）に伴い、都道府県等に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定・公表することが義務づけられるなど、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることとされた。

- ① 毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定・公表すること。

＜方針に盛り込むこととされた内容＞

- 障害者就労施設等が供給する物品等とその調達目標  
(毎年度、目標値と実績概要を公表する)
  - 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項
- ② 国等が、「公契約の競争参加資格を定める際に、障害者雇用率に反していないこと、または障害者就労施設等からの物品調達に配慮していること等障害者の就業に配慮するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」こととされ、都道府県は国に準じた措置を講ずるよう努める必要がある。

※国の基本方針は「法の施行後早い時期に策定・公表」とされている。

### 2 今後の方針

三重県障がい者支援施策総合推進会議の下に、関係部局で設置した優先調達推進専門部会（平成 25 年 2 月 22 日設置）において、平成 25 年度の調達方針策定に向けた検討を進める。

- ① 県独自制度「障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」を活用した制度設計
- ② 目標値の考え方など調達方針に盛り込む事項

### 3 スケジュール

- 4 月 平成 25 年 1～2 月実施の各障害者就労施設を対象とした供給可能物品の調査の結果に基づき調達目標のあり方を検討
- 5 月 調達方針の素案策定（目標値策定）
- 6 月～
- 7 月 第 2 回推進会議に原案提案  
公表

# 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

## 1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体 (以下「障害者就労施設等」という。) の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

## 2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

### < 国・独立行政法人等 >

**優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務**

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

### < 地方公共団体・地方独立行政法人 >

**障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務**

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

## 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約については、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

## 5. その他 (附則第1条～附則第3条)

### (1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

### (2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- ③ 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

# 三重県障がい者雇用促進企業等物品調達制度と障害者優先調達法の対象事業者等の比較表

( 県制度 )        ( 法規定 )

障害者サービス事業所等	企業	在宅事業者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所</li> <li>・就労継続支援事業所 (A型・B型)</li> <li>・生活介護事業所</li> <li>・障害者支援施設(就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る)</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・小規模作業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例子会社</li> <li>・重度障害者多数雇用事業所(※)</li> </ul> <p>※重度障害者多数雇用事業所の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①障害者の雇用者数が5人以上</li> <li>②障害者の割合が従業員の20%以上</li> <li>③雇用障害者に占める重度障害者等の割合が30%以上</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の本店、支店等において障がい者の雇用を促進する中小企業等(障害者の法定雇用率を段階的に上回っている企業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅就業 障害者 支援団体</li> <li>在宅就業 障害者</li> </ul>